

公立大学法人富山県立大学ネーミングライツ事業実施要綱

令和7年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、公立大学法人富山県立大学広告掲載規程（以下「広告規程」という。）第3条の規定に基づき、公立大学法人富山県立大学（以下「本学」という。）におけるネーミングライツ事業の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 法人、法人格のない団体又は個人事業主をいう。
- (2) 命名権 本学が所有する施設、スペースその他の財産（以下「施設等」という。）に対し、事業者の名称、商標名、ロゴ・シンボルマーク又は愛称（以下「愛称等」という。）を設定する権利をいう。
- (3) ネーミングライツ事業 契約により、本学が命名権を付与した事業者（以下「ネーミングライツパートナー」という。）から得た命名権の対価（以下「命名権料」という。）を得る事業をいう。

(基本方針)

第3条 ネーミングライツ事業は、本学の施設等の本来の目的に支障を生じさせない方法により実施するとともに、ネーミングライツ事業の対象となる施設等（以下「対象施設等」という。）の公共性を考慮し、社会的な信頼性及びネーミングライツ事業の推進における公平性を損なわないようにしなければならない。

- 2 本学は、ネーミングライツ事業を実施した施設等（以下「実施施設等」という。）について、愛称等を積極的に使用するものとする。ただし、本学の規則等に規定する施設等の名称については変更しないものとし、必要に応じて愛称等ではなく当該規則等に規定する施設等の名称を使用するものとする。
- 3 命名権料は、施設等の維持管理及び修繕並びに教育研究環境の整備等を行うための費用に充てるものとする。

(命名権の付与期間)

第4条 命名権を付与する期間は、原則として3年以上5年以下とする。

(選考委員会)

第5条 ネーミングライツパートナーの選考に関する事項を審議するため、本学にネーミングライツ選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。

- 2 選考委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(対象施設等の決定)

第6条 対象施設等は、理事長が決定する。

(命名権者の募集)

第7条 命名権者の募集は、原則として公募により行うものとする。

(応募資格)

第8条 ネーミングライツ事業に応募できる事業者は、次のいずれにも該当しないものと

する。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を営むもの及び当該営業に類する事業を行うもの
- (2) 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (3) 社会問題を起こしているもの
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にあるもの
- (5) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業を営むもの（銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定するものを除く。）
- (6) 賭け事に関する業種に属する事業を行うもの
- (7) 政治団体
- (8) 宗教団体
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしているもの及び申立てがなされているもの
- (10) 国税、地方税等を滞納しているもの
- (11) その他ネーミングライツ事業に応募する事業者として適当でないと理事長が認めるもの
(応募)

第9条 ネーミングライツ事業に応募する事業者は、ネーミングライツ事業申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、理事長に提出しなければならない。

- (1) 事業者の概要を記載した書類
- (2) 定款、寄附行為その他これらに類する書類（個人事業主を除く。）
- (3) 登記事項証明書（発行3箇月以内のもの）（法人に限る。）
- (4) 直近3事業年度分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書（個人事業主を除く。）
- (5) 国税、地方税等を滞納していないことを証する書類（法人格のない団体にあつては、構成員の全てに係る当該書類）
- (6) 愛称等の表示（サイン）のデザイン及び配置が分かる書類
- (7) その他公募時に提出を求めた書類
(愛称等の条件)

第10条 ネーミングライツパートナーは、次の各号のいずれかに該当するものを愛称等とすることはできないものとする。

- (1) 法令等に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の名刺広告に関するもの
- (5) 社会問題についての主義主張のあるもの
- (6) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの

- (7) 本学の信用又は品位を害するおそれがあるもの
- (8) 青少年の健全な育成を阻害するもの又はそのおそれがあるもの
- (9) たばこの広告や喫煙を促すもの
- (10) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (11) その他愛称等として適当でないと理事長が認めるもの
(ネーミングライツパートナーの決定)

第11条 選考委員会は、ネーミングライツパートナー候補者を選考し、当該選考の結果を理事長に報告する。

- 2 理事長は、選考委員会の報告を踏まえ、ネーミングライツパートナーとする事業者を決定する。
- 3 理事長は、選考の結果をネーミングライツパートナー決定通知書（様式第2号）又はネーミングライツパートナー選考結果通知書（様式第3号）により応募者に通知するものとする。
(契約)

第12条 本学は、ネーミングライツパートナーとすることを決定した事業者とネーミングライツ契約（以下単に「契約」という。）を締結するものとする。

- 2 本学は、ネーミングライツパートナーから契約期間満了の6箇月前までに契約更新の申し出があったときは、優先的に協議を行うものとする。
- 3 前項の規定により協議する場合は、第9条から前条までの規定を準用する。
(命名権料の納入)

第13条 ネーミングライツパートナーは、原則として本学が年度ごとに発行する請求書により、指定期日までに命名権料を納入しなければならない。

- 2 納入された命名権料は、原則として返還しない。
(愛称等の表示)

第14条 ネーミングライツパートナーは、実施施設等に愛称等を表示することができる。

- 2 愛称等の表示に必要な費用は、ネーミングライツパートナーが負担する。
- 3 契約期間満了又は命名権の取消しに伴う原状回復に必要な費用は、ネーミングライツパートナーが負担する。
- 4 ネーミングライツパートナーは、第1項の表示にネーミングライツパートナーを紹介する文章等を併せて表示することができる。
(愛称等変更の禁止)

第15条 ネーミングライツパートナーは、契約期間内に愛称等の変更することはできない。ただし、理事長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- 2 ネーミングライツパートナーは、前条第1項の権利を第三者に譲渡し、又は転売することはできない。
(ネーミングライツパートナーの責務)

第16条 ネーミングライツパートナーは、愛称等に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 ネーミングライツパートナーは、第三者から愛称等に関して苦情の申立て又は損害賠償の請求等がなされた場合は、自らの責任及び負担において解決しなければならない。
(本学の責務)

第17条 本学は、ネーミングライツパートナーが付与した愛称等について、学内における呼称として本学のホームページ等で幅広く使用しその周知に努めるものとする。

2 本学は、実施施設等の美観の維持に努めるものとする。

(契約の解除)

第18条 ネーミングライツパートナーは、ネーミングライツパートナーの都合によりネーミングライツ事業の継続が困難な場合には、契約の解除を申し出ることができる。この場合において、ネーミングライツパートナーは、本学に違約金を支払うものとし、違約金の額は、本学とネーミングライツパートナーが協議の上、決定する。

2 ネーミングライツパートナーは、前項の規定により契約の解除を申し出ようとするときは、ネーミングライツ事業契約解除申出書（様式第4号）を理事長に提出しなければならない。

(命名権の取消し)

第19条 理事長は、ネーミングライツパートナーが次の各号のいずれかに該当する場合は、ネーミングライツパートナーとする決定を取り消し、又は契約を解除することができる。

(1) 指定の期日まで命名権料を納入しなかったとき。

(2) 第8条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(3) 社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき。

(4) 前条に規定する契約解除の申出があったとき。

(5) その他理事長がネーミングライツパートナーとする決定の取消し又は契約の解除が必要であると認めたとき。

2 理事長は、前項の規定によりネーミングライツパートナーとする決定の取消し又は契約の解除を決定したときは、ネーミングライツパートナー取消・契約解除決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

3 第1項第5号によりネーミングライツパートナーとする決定を取り消し、又は契約を解除する場合には、命名権料の返還についてネーミングライツパートナーと協議するものとする。

(雑則)

第20条 この要綱に定めるもののほか、ネーミングライツ事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

年 月 日

公立大学法人富山県立大学理事長 殿

所 在 地
名 称
代表者名

ネーミングライツ事業申込書

公立大学法人富山県立大学ネーミングライツ事業実施要綱第 9 条の規定に基づき、関係資料を添えて下記のとおり応募します。
申込みにあたっては、貴法人の広告関係規程を遵守します。

記

1 施 設 等 名			
2 応 募 理 由			
3 愛 称 案			
4 愛 称 の 理 由			
5 希望契約期間 (3年以上5年以下)	年 月 日から	年 月 日まで	
6 命 名 権 料	円 (年額／税別)		
7 連 絡 先	部 署 名		
	担当者氏名		
	電 話 番 号		
	E - m a i l		

年 月 日

殿

公立大学法人富山県立大学
理事長

ネーミングライツパートナー決定通知書

年 月 日付けでお申込みいただきましたネーミングライツ事業について、慎重に審議した結果、貴社をネーミングライツパートナーに選定しましたので、公立大学法人富山県立大学ネーミングライツ事業実施要綱第11条の規定に基づき、通知します。

記

1 施設等名		
2 愛称		
3 命名権付与期間	年 月 日から 年 月 日まで	
4 命名権料	年 額	円（税別）
	総 額 （ 年間）	円（税別）

年 月 日

殿

公立大学法人富山県立大学
理事長

ネーミングライツパートナー選考結果通知書

年 月 日付けでお申込みいただきましたネーミングライツ事業について、慎重に審議した結果、以下の理由により不採用とすることに決定しましたので、通知します。

記

1 施 設 等 名	
2 理 由	

年 月 日

公立大学法人富山県立大学理事長 殿

所 在 地
名 称
代表者名

ネーミングライツ事業契約解除申出書

公立大学法人富山県立大学ネーミングライツ事業実施要綱第18条第 2 項の規定に基づき、
ネーミングライツ事業の契約解除を申し出ます。

記

1 施 設 等 名			
2 愛 称			
3 命 名 権 付 与 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
4 契約解除理由			
5 命 名 権 料	円（年額／税別）		
6 連 絡 先	部 署 名		
	担当者氏名		
	電 話 番 号		
	E - m a i l		

年 月 日

殿

公立大学法人富山県立大学
理事長

ネーミングライツパートナー取消・契約解除決定通知書

公立大学法人富山県立大学ネーミングライツ事業実施要綱第19条第 2 項の規定に基づき、
貴社に付与した命名権を取り消した（解除した）ので、通知します。

記

1 取消・解除日	
2 取消・解除の理由	